



## 未来寄合 in 岩倉南小学校区

を開催しました！！

未来寄合とは、地域課題（担い手不足、一人暮らし高齢世帯の増加など）を解決し、ずっと暮らし続けられる持続性の高い地域とするために、世代を超えて小学校区毎に開催される「自由に語り合う場」です。



当日の様子はこちらから

協働安全課市民協働グループ（☎ 38-5803、✉ : kyoudou@city.iwakura.lg.jp）

### DAY 1

【10月8日(土)】

「うちの学区ってどんなところ？～地域の強み&弱み」

地域カルテで地域の現状を共有したのち、校区の良いところや課題に感じるところをアイデア出ししていきました。

地域が広く交通や買い物などの利便性に二面性があることが浮き上がりました。また、名草線を挟んだ東西の特性（住宅地、農地、工場の集積）にも多様な“顔”があることを再認識しました。

#### 【岩倉南小学校区ってこんなところ】

ここいいね！（強み）

- 1 昔ながらのつながりがある
- 2 買い物に困らない
- 3 自然が豊か



ここはどうか？（弱み）

- 1 交通の便が悪い！
- 2 道が狭い！歩道がない・狭い！
- 3 交通量が多い！

### DAY 2

【10月22日(土)】

「地域づくり～私たちにできることって？」

DAY 1 で出た岩倉南小学校区の特徴の中から8つのテーマを選出しました。参加者は興味あるテーマに分かれ、「どーする？自助・互助・公助」の視点からワールドカフェの手法により話し合いを行いました。各テーマには市の担当者がテーブルホスト（進行役）として参加しました。

#### 話し合った地域課題（テーマ）

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| A 新旧の壁!? ご近所づきあい！      | 【町区】       |
| B 豊かな自然（農地）の担い手不足！     | 【農業振興】     |
| C 車がないと不便！             | 【交通利便性】    |
| D 車多く、道路も狭くて危険！        | 【交通安全】     |
| E 区の役員のなり手がいない！        | 【持続可能性】    |
| F 子どもたちをもっと笑顔に！        | 【学校 / 子育て】 |
| G 高齢化が進んでいる            | 【地域福祉】     |
| H 地域の特性を生かした交流！名草線を越えて | 【広域連携】     |



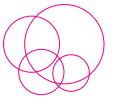
## 未来寄合 in 岩倉北小学校区の参加者を募集します

- とき 第1回：令和5年1月14日(土)  
第2回：令和5年1月28日(土)  
両日とも午後1時30分～4時
- ところ 岩倉北小学校屋内運動場
- 内容 アイスブレイク、ワークショップなど  
第1回：うちの学区ってどんなところ？  
～地域の強み&弱み  
第2回：地域づくり～私たちにできることって？

- 対象 岩倉北小学校区をよりよくしたい人  
（どちらか一日だけの参加も大歓迎）
- 定員 50人程度（申込多数の場合抽選）
- 申し込み 下記問合先に電話、または①氏名、②年代、③住所、④電話番号を記入の上、件名を「未来寄合 岩倉北小」として、メールを送信してください。



こちらからも  
お申し込みできます



# 最大 5,000 円分のポイント還元！ 岩倉市自治体マイナポイント事業

市の  
独自事業  
です！

問合せ 事業への申し込みについて：マイナポイント申込・マイナンバーカード申請臨時サポート窓口  
(☎ 090-2779-4178)  
事業内容について：秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

事前にマイナンバーカードで申し込み、選択したキャッシュレス決済サービスを使ってポイント付与対象決済期間内に支払いをした場合に、支払額の30%のポイントを還元します。

事業への申し込みにはマイナンバーカードが必要です。取得には、交付申請から1カ月程度かかりますので、早めの申請をお願いします。

- 対象者 マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が有効）を持っている市民
- 対象店舗 対象キャッシュレス決済サービスを導入している市内の店舗。詳細は市ホームページをご確認ください。
- 対象キャッシュレス決済サービス

キャッシュレス決済サービス	申込期間	ポイント付与対象決済期間	ポイント付与予定日
楽天E d y	12月1日(木)～ 令和5年2月28日(火)	12月1日(木)～ 令和5年2月28日(火)	決済日の翌月10日
a u P A Y	12月19日(月)～ 令和5年2月28日(火)	令和5年1月1日(日)～ 2月28日(火)	決済日の翌々日
d払い	12月19日(月)～ 令和5年1月31日(火)	令和5年1月1日(日)～ 1月31日(火)	令和5年2月28日(火)

※ポイント付与対象決済期間外の決済はポイント付与の対象にはなりません（a u P A Yおよびd払いは申込期間とポイント付与対象決済期間が異なるためご注意ください）。

※市の施策にあったポイント給付を実現できる事業者のうち、システム対応ができる全ての事業者を対象としています。

※対象となる決済サービスは、新たに追加となる場合があります

- ポイント還元率 支払額の30%（期間中の上限額5,000円相当（1人あたり））
- 申込方法 お持ちのスマートフォンやパソコンで申し込みできます。詳細は市ホームページをご覧ください。

※年末年始（12月29日(木)～令和5年1月3日(火)）はお問い合わせへの対応をお休みさせていただきます。



令和5年まちづくりカレンダーは

引換所でお受け取りください

秘書企画課広報広聴グループ  
(☎ 38・5802)

市民憲章を取り入れた令和5年のまちづくりカレンダーが完成しました。今回は、五条川にかかる橋を紹介する内容になっています。

左記の公共施設またはお店の引換所で、表紙左下の引換券と交換でお受け取りいただけますので、ぜひご利用ください（※1世帯1部でお願います）。

## ●カレンダー引換所

市役所1階総合案内、総合体育文化センター、生涯学習センター、市民プラザ、図書館、さくらの家、南部老人憩の家、アピタパワー岩倉店、ピアゴ八剣店、生鮮館やまひこ岩倉店、ナフコ不二屋岩倉店、バロー岩倉店、トップワン岩倉店、カネスエ八剣店

●引換期間 12月1日(木)～28日(水)  
※令和5年1月4日(水)以降は、市役所1階総合案内で引き換えできません。



# 新型コロナワクチン接種についてお知らせします

(令和4年11月9日現在)

健康課(保健センター内 ☎ 37-3511)、岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター(☎ 0120-056-712)

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。  
ほっと情報メール、LINE等で最新の情報を配信しています。  
ぜひご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。  
なお、ワクチン接種は強制ではありません。本人または保護者の同意がある場合に接種が行われます。



ほっと情報  
メール



岩倉市公式  
LINE

## ワクチン接種の実施期間について

ワクチン接種が受けられる期間は、現在のところ**令和5年3月31日**までです。  
ただし、**オミクロン株に対応した2価のワクチン(オミクロン株対応2価ワクチン)**での追加接種を希望する人は、**年内に1・2回目接種を完了することをご検討ください。**

## オミクロン株対応ワクチン接種 ～接種可能な間隔が3カ月になりました～ (対象：従来型ワクチンを2回以上接種した12歳以上の人)

接種間隔が短縮され、前回接種日から3カ月経過後に接種ができます。予約・接種には、3回目、4回目、5回目のいずれかの接種券が必要です。  
※これまでの接種状況によって、オミクロン株対応ワクチンの接種が3回目、4回目、5回目の接種になります。いずれの場合でも現時点では、オミクロン株対応ワクチン接種は1人1回です。  
※接種券は、前回の接種日から3カ月後頃に送付します。接種券が届いたら予約ができます。  
**ただし、3回目・4回目の接種をしていない人で、すでに接種券を発送している人には、新たに接種券は発送しません。未利用の接種券で予約ができます。**

### 新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化等でこころが疲れていませんか？

健康課(保健センター内 ☎ 37-3511)

新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化等、普段と違う生活にストレスや不安を感じることがありませんか。多くのストレスや不安は、時間とともに回復していきませんが、ストレスが長期化したり、心理的なショックが大きかったりする場合は、悪化することがあります。

こころが疲れたときは、休養をとったり、誰かに話をしたりすることで、気持ちが落ち着くことがあるため、ひとりで抱え込まないことが大切です。

#### ★相談窓口

●保健センター ☎ 37-3511【平日 午前9時～正午、午後1時～4時30分】

※臨床心理士によるこころの健康相談をご利用ください。詳細は、保健センター案内をご覧ください。

●江南保健所 ☎ 56-2157【平日 午前9時～正午、午後1時～4時30分】

●あいちこころほっとライン 365(こころの健康に関する相談) ☎ 052-951-2881

【毎日 午前9時～午後8時30分】



# 叙勲受章者と岩倉市表彰受賞者の皆さんを紹介します

秘書企画課秘書人事グループ（☎38・5801）

## 【叙勲受章者】

受章のご栄誉を心からお祝いし、ご紹介します（敬称略）。

## 【秋の叙勲】

●瑞宝中綬章 防衛行政事務功労 古川明（八剣町）

## 【高齢者叙勲】

●瑞宝双光章 教育功労 小森一郎（南新町）

## 【岩倉市表彰受賞者】

市では、毎年12月1日の市制記念日に、本市の発展に貢献された皆さんを表彰しています。今年の受賞者は次の皆さんです（順不同・敬称略）。

### ●自治功労者表彰

★地方自治の進展に貢献

江口雅啓（稲荷町）、丹羽司朗（大市場町）、三浦正美（野寄町）

### ●一般表彰

★地方自治の進展に貢献

旭規子（中央町）、三矢勝司（岡崎市）、加藤鐘三（名古屋市）、野口和久（北島町）

★教育、体育、学術、芸芸その他文化の振興に貢献

赤塚次郎（犬山市）、横地孝典（東町）、長屋勝彦（扶桑町）、矢良上和仁（小牧市）

★産業の開発振興に貢献

園原繁（一宮市）、岸清隆（下本町）

★民生の安定に貢献

丹羽幸一（神野町）、河村美恵（曾野町）、川上美津子（宮前町）、中村秀数（中本町）

★保健衛生に貢献

山田道子（宮前町）、坂本紀子（大地町）、日比野喜美代（下本町）

★環境の保全又は美化に貢献

友田日出子（東新町）

## 産前産後期間の国民年金保険料免除制度

問合せ 市民窓口課窓口グループ（☎38-5807）・一宮年金事務所（☎0586-45-1418）

国民年金に加入している人が出産すると、一定期間国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

- 対象者 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人
- 免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、3カ月前から6カ月間）

- 届出時期 出産予定日の6カ月前から
- 届出場所 市役所1階市民窓口課
- 持ち物 母子健康手帳など

# 令和5年度「市民活動助成金」の対象事業を募集します

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施する事業が対象です。  
市民活動団体等が取り組む、地域課題を解決したり、市民の福祉向上やまちづくりに貢献したりする事業に対して助成金を交付します。  
なお、年度途中の追加募集は、7月に立ち上がり支援コースのみ行います。

★応募について

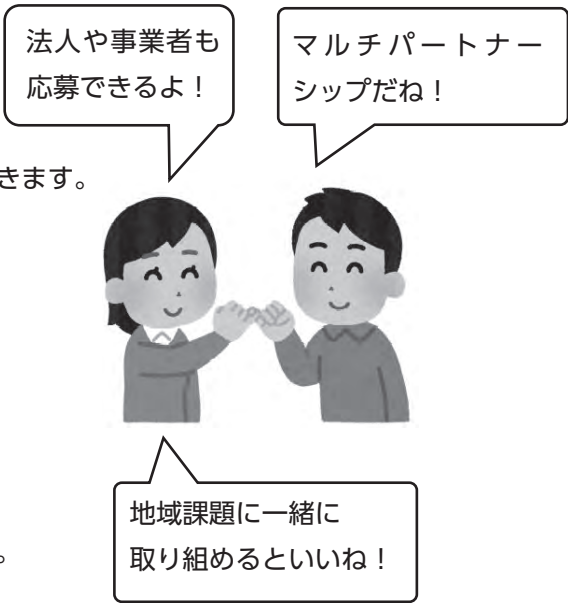
- ①応募期間 12月1日(木)～23日(金)
- ②提出書類 申請書・事業計画書・事業収支予算書
- ③応募先 市役所6階協働安全課
- ※募集要領・申請書等は、市のホームページからもダウンロードできます。

★今後の予定

- ・企画提案発表会（プレゼン審査）  
事業説明と質疑応答を行います。（立ち上がり支援コースは除く）
- とき 令和5年2月25日(土)午後1時～
- ところ 市民プラザ多目的ホール
- ・交付決定  
審査後に助成事業と助成額を内定し、3月中に通知します。

★相談について

応募に関することや申請書の書き方など、お気軽にご相談ください。  
【相談先】市民活動支援センター（市民プラザ内☎ 37-0257）

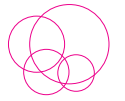


★コースの概要

No	コース名	内容	応募できる団体
①	立ち上がり支援コース	設立して1年以内の団体の基盤づくりに必要な経費等を支援します。 [補助期間] 1年（1団体1回限り） [助成限度額] 2万円 [補助率] 50%以内	3人以上。半数以上が市内に在住、在勤、在学していること
②	はじめの一步コース	設立して3年以内の団体が行う、3年度以上継続した活動を予定する公益性を有する事業に助成します。 [補助期間] 1年（1団体1回限り） [助成限度額] 5万円 [補助率] 90%以内	市民活動支援センター登録団体
③	市民提案・公益的事業コース	団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する公益性を有する事業に助成します。 [補助期間] 1年（通算3回まで） [助成限度額] 10万円 [補助率] 50%以内	市民活動支援センター登録団体または、市内に拠点のある法人格を持つ事業者

※上記②③コースは、市内で活動する複数の団体と協働して行う場合に補助率を10%加算します。

●団体と行政が協働して事業を行う、「行政提案・協働事業コース」については、令和5年度の新たなテーマの募集はありません。ただし、令和4年度に実施している団体は、2年目に向けた申請が必要です。



## 児童扶養手当・遺児手当について

お知らせします

子育て支援課児童グループ（☎38-5810）

児童扶養手当・遺児手当とは、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のために支給される手当です。

次の要件に当てはまる18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童（児童扶養手当は児童に一定の障害があるとき20歳未満）を監護・養育している父、母または父母以外で対象となる児童を養育している人に支給されます。

### 【対象となる児童】

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障害の状態にある児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童など

### 【支給月額】

- ・児童扶養手当  
所得に応じて、月額1万160円から4万3070円（第2子5090円から1万170円を加算、第3子以降1人につき3050円から6100円を加算）
- ・愛知県遺児手当  
児童1人あたり4350円（支給開始後3年経過すると2分の1に、5年経過すると終了）
- ・岩倉市遺児手当  
児童1人あたり2500円

※いずれの手当も所得制限がありません。所得制限限度額を超えていると、手当の一部または全額が支給されません。

申請する人の状況によって必要となる書類が異なりますので、申請を希望する人は、事前に子育て支援課児童グループまでご相談ください。

●子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、現在、子育て世帯生活支援特別給付金の受付を行っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※愛知県子育て世帯臨時特別給付金（児童1人あたり1万円支給）とは異なります。

## 岩倉市職員人材育成基本方針（案）の

### パブリックコメントを実施します

秘書企画課秘書人事グループ（☎38-5801）

職員の人材育成については、平成26年に策定した「岩倉市人材育成基本方針」に基づき、職場環境の整備や職員研修の実施、適切な人事管理に取り組んできました。

人事行政を取り巻く状況の変化や、第5次岩倉市総合計画の「マルチパートナーシップ」の基本理念を踏まえ、未来を見据えた目指すべき組織像や、市の未来を担う職員の職員像を掲げた職員人材育成基本方針の見直し（案）を作成しましたので、公表します。皆様のご意見をお寄せください。

●実施期間 12月7日（水）～令和5年1月6日（金）

●公表方法 市役所5階秘書企画課、情報サロン、市民プラザ、総合体育文化センター、生涯学習センターのほか、市ホームページでもご覧いただけます。

●意見の提出方法

- ① 秘書企画課へ持参
- ② 郵送（〒482-8686（住所不要）秘書企画課あて）
- ③ FAX（38-2471）
- ④ 市ホームページ内の投稿フォーム

※提出にあたって書式は定めていませんが、件名（岩倉市職員人材育成基本方針）を明記してください。

## 市役所など市関係機関の年末・年始業務をご案内します

行政課行政グループ (☎ 38-5804)

### 小牧岩倉エコルセンター

(小牧市大字野口 2881 番地 9、  
☎ 0568-79-1211)

一時に多量に出るごみなどを直接小牧岩倉エコルセンターに搬入する場合(有料)は、12月30日(金)の午後4時までですが、非常に混み合いますので、早めに搬入してください。

年始は、1月4日(水)から平常どおり行います。

### し尿収集

(㈱アイホク ☎ 66-2112)

年末は、12月28日(水)正午まで行います。収集を依頼する人は、12月27日(火)までに(㈱アイホク)へ連絡してください。年始は、1月5日(木)から行います。

### 尾張北部聖苑

(犬山市大字善師野字奥雑木洞 1 番地 1、☎ 0568-62-4144)

火葬業務は、1月1日(日・祝)を除いて平常どおり行います。

市の関係機関は、12月29日(木)から令和5年1月3日(火)まで年末・年始の休みになります。しかし、皆さんの日常生活に必要な一部の業務は行います。ご迷惑をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 出生・死亡届など

市役所 (☎ 66-1111)

休み期間中の出生届・死亡届など戸籍の届出は市役所の当直で取り扱います。

### ごみ・資源の収集

清掃事務所 (☎ 66-5912)

#### <年末のごみ・資源収集>



#### ●燃やすごみ

★月・木コース…12月29日(木)まで

★火・金コース…12月30日(金)まで

●破碎ごみ 12月28日(水)まで

●プラスチック製容器包装資源

★木コース…12月29日(木)まで

★金コース…12月30日(金)まで

★岩倉団地…12月28日(水)まで

●e-ライフプラザ 12月28日(水)まで

●日曜資源回収 12月25日(日)まで

#### <年始のごみ・資源収集>



#### ●燃やすごみ

★月・木コース…1月5日(木)から

★火・金コース…1月6日(金)から

●破碎ごみ 1月4日(水)から

●プラスチック製容器包装資源

★木コース…1月5日(木)から

★金コース…1月6日(金)から

★岩倉団地…1月4日(水)から

●e-ライフプラザ 1月4日(水)から

●日曜資源回収 1月8日(日)から

なお、決められた収集日以外にごみを出されますと、付近の皆さんの迷惑になります。ごみ出しは指定日の午前8時30分までに必ず行い、その他の日および時間には出さないようにご協力をお願いします。

### 岩倉市関係機関年末年始業務案内

■部分は休館日になります。

	12月					1月			
	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日
	火	水	木	金	土	日・祝	月・振	火	水
市役所 (※1~3)						休務			
保健センター						休務			
休日急病診療所	休務								休務
生涯学習センター						休務			
図書館						休務			
総合体育文化センター						休務			
市民プラザ						休務			
子育て支援センター						休務			
児童館						休務			
希望の家						休務			
みどりの家	※4					休務			
くすのきの家	※4					休務			
ポプラの家	※4					休務			
さくらの家						休務			
南部老人憩の家						休務			
ふれあいセンター						休務			

※1 1月1日(日・祝)は、日曜市役所窓口を開設しませんので、ご注意ください。

※2 市民ギャラリーは、12月29日(木)から1月3日(火)まで休業します。

※3 レストランは、12月29日(木)から1月4日(水)まで休業します。

※4 毎週火曜日は、休館日になります。

各施設によって開館、休館のところは異なりますので、お間違えのないよう確認をお願いします。



# 確定申告書等作成コーナーを ご存じですか？

●問合先 この記事に関すること 税務課市民税グループ（☎ 38-5806）  
確定申告について 小牧税務署（☎ 0568-72-2111）

「確定申告書等作成コーナー」は国税庁のホームページに開設されている、自分で所得税等の**確定申告書を簡単に作成できる、とても便利なシステム**です。申告会場に出かけなくても、**空いた時間に自宅のパソコンやスマートフォンからアクセス**でき、**税金の計算は自動**で行われます。作成した申告書は、e-Tax（電子申告）または、郵送にて提出願います。2月1日から3月15日までであれば市役所に持ち込んでいただくことができます。



マイナンバーカードを利用すれば、申告書を印刷しなくても電子申告をすることができます！

多くの人を訪れる申告会場に出向かなくても、**マイナンバーカード対応のスマホがあれば**、マイナンバーカードから直接情報を読み取り、**税務署に直接申告データを送信することができます。**

## 市役所の確定申告会場のご利用を検討している人へ

### ● 令和4年分の確定申告の受付は「事前予約制」になります！

申告会場の混雑を解消するため、申告の受付には事前予約が必要となります。  
詳細は **広報いわくら1月号** に掲載しますのでご確認ください。

### ● 市役所の会場で受付できない申告内容があります！

市役所の申告会場では次の申告が受付できません。  
該当する人は税務署が設置する **小牧勤労センター** の会場をご利用ください。

- ▶ 令和3年分以前の申告（更正の請求・修正申告を含む）
- ▶ 株式、土地建物などの分離譲渡所得の申告
- ▶ 死亡した人の申告
- ▶ 令和5年1月1日時点で市外に住民票がある人の申告
- ▶ 外国税額控除の申告
- ▶ 消費税の申告

※ その他内容によって受付できない場合があります。



# 医療費控除の申告には **医療費控除の明細書** が必要です！

問合せ この記事に関すること 税務課市民税グループ (☎ 38-5806)  
 確定申告について 小牧税務署 (☎ 0568-72-2111)

確定申告で医療費控除の申告をする際は、医療費控除の明細書を添付する必要があります。保険組合から発行される「医療費のお知らせ(医療費通知)」や医療機関の領収書をもとに、ご自身で1月1日から12月31日までに支払った医療費を計算し、明細書を作成してください。

医療費のお知らせ

令和〇年〇月〇日

受診年月	受診者氏名	医療機関等の名称	区分	日数	医療費の総額	支払った医療費の額 (患者負担額)	減額区分
〇〇〇〇	岩倉 太郎	医療法人〇〇病院			〇〇〇〇円	〇〇〇円	
〇〇〇〇	岩倉 太郎	〇〇〇〇歯科医院			〇〇〇〇円	〇〇〇円	
〇〇〇〇	岩倉 太郎	▲▲薬局			〇〇〇〇円	〇〇〇円	
合計					●●●●●円	●●●●●円	

年分 医療費控除の明細書

氏名

医療費通知に記載された医療費の額	(1) (1)の25%の額に実際に支払った医療費の額	(3) (1)の5%の生命保険や生命保険などで補填される金額
円	円	円

② 医療費(上記1以外)の明細

支払った医療費	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (1)の5%の生命保険や生命保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
2の合計				

③ 合計額を計算する

Aに「ア」と「ウ」を足した金額を、Bに「イ」と「エ」を足した金額を記入してください。

医療費の合計	A (ア+ウ)	円	B (イ+エ)	円
--------	---------	---	---------	---

④ 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円	A
保険金などで補填される金額	(赤字のときは0円)	B
差し引く金額 (A-B)		C
所得金額の合計額		D
0.05	(赤字のときは0円)	E
Eより0万円(以下)か少ない額の医療費控除額 (C-E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	F
		G

①医療費のお知らせをもとに記入  
 合計欄に記載されている医療費全体の合計額を(1)へ。支払った医療費の額(患者負担額)を(2)へ。(2)のうち、後から生命保険や高額療養費制度により補填された分は(3)へ記入してください。

②領収書をもとに記入  
 上段の「医療費のお知らせ」に関する欄には含まれていない医療費について、領収書をもとに記入します。医療を受けた人の氏名と医療機関別に1年間の金額を(4)へ。補填された分を(5)へ記入してください。

④控除額を計算する  
 表に従って、当てはまる数字を記入し、控除額を算出してください。

## ▲医療費控除の明細書を入手するには・・・

医療費控除の明細書は国税庁ホームページ、市ホームページから印刷できるほか、市役所の税務課窓口でも配布しています。

## ▼よくあるご質問

Q

医療費控除の明細書を記入したいが、保険組合から送られてくる「医療費のお知らせ」が、10月分までしか届いていない。どうすればよいか？

A

確定申告では1月から12月に支払った医療費を申告しますが、申告時期までに保険組合から発行される「医療費のお知らせ」は10月分までです。まだ発行されていない11月と12月分の医療費については、領収書をもとに明細を記入してください。

# 岩倉市の人事行政の運営等の状況をお知らせします

問合せ先 秘書企画課秘書人事グループ (☎ 38-5801)

岩倉市の人事行政を運営していく上で、より公正で透明性を高めていくために、「岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和3年度の職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件などについてその概要をお知らせします。なお、詳細な資料については、市のホームページをご覧ください。

## 1 職員の任免および職員数に関する状況

### (1) 職員の採用の状況

(令和3年4月2日～令和4年4月1日)

事務職	技術職	保育職	消防職	保健師	合計
5人	3人	6人	4人	3人	21人

### (2) 職員の退職の状況

(令和3年4月2日～令和4年4月1日)

定年退職	早期退職	普通退職	その他 (死亡・免職等)	合計
3人	0人	9人	0人	12人

### (3) 職員の昇任および降任の状況

(令和3年4月2日～令和4年4月1日)

昇任						降任
部長級	課長級	主幹級	統括主査	主査	主任	
0人	2人	4人	3人	8人	19人	0人

### (4) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在) (単位:人)

部門		令和4年	令和3年	増減数	
普通会計	一般行政	議会	4	4	0
		総務・企画	60	59	1
		税務	18	18	0
		農林水産	6	6	0
		商工	5	5	0
		土木	28	26	2
		民生	128	126	2
	衛生	38	35	3	
	教育	24	24	0	
	消防	55	55	0	
計		366	358	8	
公営企業等	水道	7	7	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	13	12	1	
	計	26	25	1	
総合計		392	383	9	

### (5) 再任用職員・会計年度任用職員の状況

(各年4月1日現在)

区分	令和4年	令和3年
再任用職員 (短時間勤務)	14人	11人
再任用職員 (常勤)	0人	0人
会計年度任用職員 (常勤)	37人	33人

## 2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間

1日の勤務時間		1週間の勤務時間
平日	午前8時30分～午後5時15分 (休憩時間:1時間)	38時間45分

※図書館や保育園等、職場によって変則勤務があります。

### (2) 休暇制度

年次有給休暇の1人当たり平均取得日数	10.76日
--------------------	--------

### (3) 育児休業等の取得状況

区分	男性	女性
育児休業	2人	28人
部分休業	0人	8人

## 3 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分	休職6人
懲戒処分	戒告3人

## 4 職員のサービスの状況

職務専念義務免除承認件数	243件 (人間ドック等)
営利企業等従事許可件数	1件

## 5 職員の研修、人事評価の状況

### (1) 職員の研修の状況

区分	主な研修内容	人数
独自研修	新規採用職員研修、法制執務研修、評価者研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、接遇研修など	1,475人
派遣研修	(公財)愛知県市町村振興協会研修センター、尾張五市二町研修協議会など	223人

### (2) 人事評価の活用状況

活用方法	活用する評価結果
令和3年6月期勤労手当の成績率	令和2年度下期分の業績評価の評価点
令和3年12月期勤労手当の成績率	令和3年度上期分の業績評価の評価点
令和4年1月の昇給区分の決定	総合評価点 (令和2年10月～令和3年9月末までの能力評価の評価点+令和2年度下期及び令和3年度上期分の業績評価の評価点)

6 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 共済組合

愛知県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合では、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係等）、福祉事業（健康保持増進事業等）を行っています。

負担金	419,490,836 円
-----	---------------

(2) 職員互助会

会員（職員）相互の共済および福祉の増進のために、職員互助会を設置しています。

負担金	2,772,611 円
負担割合	会員掛金：市負担金 = 1：1

7 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(令和3年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和2年度の人件費率
18,561,872 千円	3,351,966 千円	18.1%	15.0%

※人件費には、特別職に支給される給料、委員等に支給される報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況

(令和3年度普通会計決算)

職員数 [A]	給与費				1人当たり給与費 [B/A]
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 [B]	
406 人	1,266,447 千円	270,729 千円	505,695 千円	2,042,871 千円	5,032 千円

※再任用職員 10 人を含む。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

(令和3年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
298,206 円	380,745 円	38.2 歳	316,165 円	355,175 円	48.5 歳

※1「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。

※2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額との合計の平均です。

(4) 職員手当の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	内容		
	期末手当	勤勉手当	合計
期末・勤勉手当	6月期 1.275 月分 (0.725 月分)	0.95 月分 (0.45 月分)	2.225 月分 (1.175 月分)
	12月期 1.275 月分 (0.725 月分)	0.95 月分 (0.45 月分)	2.225 月分 (1.175 月分)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有。( ) 内は再任用職員に係る支給割合です。会計年度任用職員は、勤勉手当不支給です。		
地域手当	支給率 6%		
扶養手当	子 10,000 円 (満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算) 子以外の扶養親族 (行 (-) 8 級職員以外) 6,500 円 子以外の扶養親族 (行 (-) 8 級職員) 3,500 円		
住居手当	借間・借家 16,000 円を超える家賃の額に応じ、最高 28,000 円		
通勤手当	①交通機関利用者 運賃等の額に応じ、最高 55,000 円 ②交通用具利用者 通勤距離に応じ、2,000 円～ 31,600 円 ③交通機関と交通用具の利用者 ①と②の合計額、最高 55,000 円		
管理職手当	部長職 :70,800 円 課長職 :54,000 円 主幹職 :39,700 円		
時間外勤務手当	支給総額	支給職員 1 人当たり支給年額	
	66,297,707 円	215,953 円	
特殊勤務手当	支給総額	支給職員 1 人当たり支給年額	
	4,754,620 円	51,681 円	

8 職員の退職管理の状況

若倉市職員の退職管理に関する条例及び規則に基づき、退職の日から 2 年間は、離職前 5 年間の職務に属するものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求すること、又は依頼することを禁止しています。また、管理職で退職した者については、離職後 2 年間は再就職先等を届け出るよう義務付けています。令和 3 年度の届出件数は 0 件でした。

★令和3年度の愛北広域事務組合の「人事行政の運営等の状況」は、愛北広域事務組合ホームページで公表しています。  
・問合先 愛北広域事務組合 (☎ 37-0840)

★令和3年度の小牧岩倉衛生組合の「人事行政の運営等の状況」は、小牧岩倉衛生組合事務所前、市役所前の掲示場および小牧岩倉衛生組合ホームページで公表しています。  
・問合先 小牧岩倉衛生組合 (☎ 0568-79-1211)

# 令和4年度予算の上半期の執行状況をお知らせします

行政課財政グループ (☎ 38-5804)

市の収入と支出の状況などを市民の皆さんに知っていただくために、年2回、財政状況の公表を行っています。今回は令和4年度予算の令和4年4月1日から9月30日までの執行状況についてお知らせします。

## 令和4年度会計別予算執行状況（上半期）（令和4年9月末現在）

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
一般会計	174億8,776万円	90億5,832万円	75億417万円
特別会計合計	84億6,291万円	39億552万円	31億2,770万円
国民健康保険	40億5,479万円	18億5,597万円	16億1,068万円
土地取得	1,459万円	20万円	20万円
介護保険	36億3,922万円	17億3,388万円	13億6,768万円
後期高齢者医療	7億5,431万円	3億1,547万円	1億4,914万円

## 市債の現在高（令和4年9月末現在）

借入先別	現在高
財務省	62億2,634万円
総務省	4億1,486万円
地方公共団体金融機構	24億6,353万円
金融機関	8億3,987万円
その他	8億9,391万円
合計	108億3,851万円

※前年9月末比 6,914万円の減

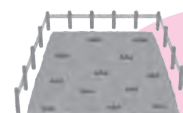
## 市有財産の状況（令和4年9月末現在）

建物	105,227.12㎡
土地	340,129.36㎡
基金	45億331万円
(基金の内訳)	
土地開発基金	9億1,089万円
住宅基金	547万円
財政調整基金	12億5,866万円
岩倉北小学校及び岩倉南小学校用地購入基金	5,543万円
ふるさとづくり基金	1億346万円
減債基金	7億1,678万円
地域福祉基金	3,755万円
介護給付費準備基金	3億9,733万円
公共施設整備基金	8億240万円
教育環境整備基金	2億30万円
森林環境譲与税基金	637万円
さくら基金	867万円



建物

105,227.12㎡



土地

340,129.36㎡

※基金の前年9月末比 11億610万円の増  
 ※さくら基金は五条川の桜並木の植替えや維持管理にかかる費用に充てるため、令和3年度に新設した基金です。

## 保育等に関する費用についてお知らせします（令和3年度決算）

子育て支援課保育グループ（☎ 38-5810）

本市の認可保育施設は、公立保育園7園、私立保育園1園と私立認定こども園3園、私立の小規模保育事業所2園の13園です。各保育施設では、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大により、臨時休園やクラス閉鎖となる場合もありましたが、国の補助金を活用して消毒用アルコールや手洗い用液体石鹸、ペーパーハンドタオル等の消毒用消耗品を十分に用意し、適切に感染症対策を講じ保育を継続して実施しました。

また、引き続き本市の特色ある子育て支援事業として、保護者の通園の負担を軽減するための保育園送迎ステーション事業や、家族の病気などの緊急の場合やリフレッシュをするための一時保育事業、子育て支援センターにおいて地域の子育て中の人の交流や育児相談をする子育て支援事業、病気にかかり保育園等に通えない子どもをお預かりする病児保育事業や病後児保育事業、保育が必要な児童が認可外保育施設を利用した場合の利用料の補助事業を実施しました。

各事業に要した費用は下表のとおりですのでご覧ください。

今後も安心して子育てができ、健やかに子どもたちが育つ環境づくりを進めていきますので、ご意見等ございましたらお知らせください。

### 令和3年度の特別な事業

- ・待機児童の解消を目的としてこどもの森保育園の0歳児から2歳児までの定員を拡大するための保育棟増築の費用補助



- ・私立の認可保育施設で働く保育士等の2月分および3月分の賃金を改善するための費用を補助

### 認可保育施設の運営に係る費用

歳出		12億6,701万3,342円
主な内訳	保育士等の人件費	6億8,358万円
	給食の材料費	4,853万円
	施設の管理や修繕	3,162万円
	西部保育園トイレ改修工事等	855万円
	園児の健康診断や保育に使う消耗品等	1,264万円
	私立保育園や認定こども園等の運営費（教育部分を除く）	4億1,588万円
	私立保育園整備費補助金	6,350万円
	保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金	271万円

歳入		12億6,701万3,342円
主な内訳	国からの補助金	2億6,349万円
	県からの補助金	8,698万円
	保護者負担金等	8,596万円
	ふるさといわくら応援寄附金繰入金	400万円
	一般財源	8億2,658万円

### 保育施設以外の子育て支援に係る費用

歳出		5,074万8,127円
主な内訳	一時保育	1,776万円
	保育園送迎ステーション	1,532万円
	病児・病後児保育	914万円
	子育て支援センター	577万円
	ファミリーサポート	196万円
	その他	79万円

歳入		5,074万8,127円
主な内訳	国からの補助金	1,812万円
	県からの補助金	753万円
	保護者負担金等	395万円
	一般財源	2,114万円



# 岩倉市上水道事業の業務状況をお知らせします

問合せ先 上下水道課上水道グループ (☎ 38-5816)

## 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

## 損益計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

資産の部		負債及び資本の部		科目	金額 (千円)
科目 (資産の部)	金額 千円	科目 (負債の部)	金額 千円		
<b>固定資産</b>	<b>4,633,541</b>	<b>固定負債</b>	<b>366,360</b>	営業収益	581,212
有形固定資産	4,633,539	企業債	304,298	営業費用	665,214
土地	60,265	引当金	62,062	営業損失	84,002
建築物	31,871	<b>流動負債</b>	<b>162,846</b>	営業外収益	121,896
構築物	4,321,692	企業債	16,230	営業外費用	1,112
機械及び装置	210,402	未払金	117,005	経常利益	36,782
車両運搬具	539	未払費用	133	特別利益	200
工具器具及び備品	520	引当金	4,560	特別損失	255
建設仮勘定	8,250	その他流動負債	24,918	当年度純利益	36,727
<b>無形固定資産</b>	<b>2</b>	<b>繰延収益</b>	<b>2,489,508</b>	建設改良積立金取崩額	29,843
電話加入権	2	長期前受金	4,156,198	前年度未処分利益剰余金	1,450,375
<b>流動資産</b>	<b>658,535</b>	長期前受金収益化累計額	▲1,666,690	未処分利益剰余金変動額	0
現金預金	526,313	<b>負債計</b>	<b>3,018,714</b>	前年度繰越利益剰余金	1,450,375
未収金	126,744	(資本の部)	千円	当年度未処分利益剰余金	1,516,945
貯蔵品	5,448	<b>資本金</b>	<b>541,276</b>		
		自己資本金	541,276		
		<b>剰余金</b>	<b>1,732,086</b>		
		資本剰余金	5,557		
		受贈財産評価額	1,169		
		工事負担金	4,388		
		<b>利益剰余金</b>	<b>1,726,529</b>		
		減債積立金	22,800		
		建設改良積立金	186,784		
		当年度未処分利益剰余金	1,516,945		
		<b>資本計</b>	<b>2,273,362</b>		
<b>資産合計</b>	<b>5,292,076</b>	<b>負債・資本合計</b>	<b>5,292,076</b>		

## 令和4年度上期予算執行状況 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)

### ◆収益的収入・支出

収入 (単位：万円)				支出 (単位：万円)			
科目	予算額	収入済額	収入率 (%)	科目	予算額	支出済額	執行率 (%)
第1款 水道事業収益	81,642	36,241	44.4	第1款 水道事業費用	74,595	29,622	39.7
第1項 営業収益	55,338	24,559	44.4	第1項 営業費用	73,450	29,533	40.2
第2項 営業外収益	20,098	4,857	24.2	第2項 営業外費用	944	89	9.4
第3項 特別利益	6,206	6,825	110.0	第3項 特別損失	1	0	-
				第4項 予備費	200	0	-

### ◆資本的収入・支出

収入 (単位：万円)				支出 (単位：万円)			
科目	予算額	収入済額	収入率 (%)	科目	予算額	支出済額	執行率 (%)
第1款 資本的収入	34,393	3,774	11.0	第1款 資本的支出	45,823	4,330	9.4
第1項 給水負担金	2,749	1,263	45.9	第1項 建設事業費	44,082	3,492	7.9
第2項 工事負担金	19,644	2,511	12.8	第2項 営業設備費	118	27	22.9
第3項 企業債	12,000	0	-	第3項 企業債償還金	1,623	811	50.0
第4項 固定資産売却代金	0	0	-				

※経営の現状および課題等を示す「経営比較分析表」については市ホームページでご覧いただけます。 広報いわくら 令和4年12月号

# 岩倉市公共下水道事業の業務状況をお知らせします

問合せ先 上下水道課下水道グループ (☎ 38-5815)

## 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>固定資産</b>	<b>14,685,759</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,505,971</b>
有形固定資産	13,851,649	企業債	6,505,971
構築物	13,817,802	<b>流動負債</b>	<b>886,810</b>
機械及び装置	33,511	企業債	486,608
工具、器具及び備品	336	未払金	396,460
無形固定資産	834,110	未払費用	327
施設利用権	834,110	引当金	3,415
<b>流動資産</b>	<b>458,503</b>	<b>繰延収益</b>	<b>5,734,007</b>
現金預金	398,462	長期前受金	6,619,228
未収金	60,041	長期前受金収益化累計額	▲885,221
		<b>負債計</b>	<b>13,126,788</b>
		(資本の部)	千円
		<b>資本金</b>	<b>1,978,614</b>
		資本金	1,978,614
		<b>剰余金</b>	<b>38,860</b>
		利益剰余金	38,860
		<b>資本計</b>	<b>2,017,474</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,144,262</b>	<b>負債・資本合計</b>	<b>15,144,262</b>

## 損益計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

科目	金額 (千円)
営業収益	267,429
営業費用	684,054
営業損失	416,625
営業外収益	530,951
営業外費用	112,890
経常利益	1,436
特別利益	17
特別損失	159
当年度純利益	1,294
前年度繰越利益剰余金	37,566
当年度未処分利益剰余金	38,860

## 令和4年度上期予算執行状況 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)

### ◆収益的収入・支出

#### 収入

(単位：万円)

科目	予算額	収入済額	収入率 (%)
第1款 下水道事業収益	91,198	41,342	45.3
第1項 営業収益	30,736	13,624	44.3
第2項 営業外収益	60,462	27,718	45.8
第3項 特別利益	0	0	-

#### 支出

(単位：万円)

科目	予算額	支出済額	執行率 (%)
第1款 下水道事業費用	88,638	36,167	40.8
第1項 営業費用	78,637	31,315	39.8
第2項 営業外費用	9,960	4,852	48.7
第3項 特別損失	21	0	-
第4項 予備費	20	0	-

### ◆資本的収入・支出

#### 収入

(単位：万円)

科目	予算額	収入済額	収入率 (%)
第1款 資本的収入	150,644	42,552	28.2
第1項 分担金及び負担金	2,702	2,552	94.4
第2項 国庫補助金	36,280	0	-
第3項 県補助金	0	0	-
第4項 他会計補助金	41,872	40,000	95.5
第5項 企業債	69,790	0	-

#### 支出

(単位：万円)

科目	予算額	支出済額	執行率 (%)
第1款 資本的支出	165,896	27,082	16.3
第1項 建設改良費	117,235	2,878	2.5
第2項 企業債償還金	48,661	24,204	49.7

※経営の現状および課題等を示す「経営比較分析表」については市ホームページでご覧いただけます。

## 新入学児童生徒学用品費（就学援助費）の入学前支給についてお知らせします

●問合先 学校教育課学校教育グループ（☎ 38-5818）

令和5年度に岩倉市立の小・中学校に入学予定のお子さんの保護者で、令和5年1月末までに申請され、就学援助の要件に該当した場合、就学援助費のうち「新入学児童生徒学用品費」を入学前（令和5年2月末予定）に支給します。

### ●入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けられることができる人

次の（1）～（3）全ての要件に該当する人

- （1）岩倉市に住民登録があり、入学前に岩倉市を転出する予定がない人
- （2）4月に岩倉市立の小・中学校に入学予定のお子さんがある人
- （3）就学援助の準要保護者の要件（次のいずれか）に該当する人

- ①生活保護が停止または廃止された人
- ②市民税が非課税または減免された人
- ③固定資産税が減免された人
- ④国民年金保険料が全額免除または国民健康保険税が減免された人
- ⑤児童扶養手当が支給された人（児童手当・特別児童扶養手当受給者は該当しません）
- ⑥生活福祉資金による貸付を受けた人

⑦ ①～⑥に該当しない人で特別な事情で経済的に困りの人

※⑦については、家族構成や年齢によって認定基準が異なります。認定基準（所得金額）の目安は下表のとおりです。

●申請期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

●申請場所 市役所6階学校教育課（郵送可）

午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日除く）

### ●注意事項

・3月31日以前に岩倉市から転出するなど、4月に岩倉市立小・中学校へ入学しない可能性のある場合は、申請を行わないでください。

・入学前支給を申請しない場合でも、令和5年度の就学援助を4月末までに申請し、認定された場合は、入学後に新入学児童生徒学用品費を受給することができます。

世帯人数	家族構成例	総所得
2人	母(30代)、子(小学生)	185万円程度
3人	父(30代)、母(30代)、子(小学生)	240万円程度
4人	父(30代)、母(30代)、子(小学生、幼児)	280万円程度

## い～わくんの年賀状テンプレート

●問合先 商工農政課商工観光グループ（☎ 38-5812）

今年も市ホームページから、い～わくんの年賀状テンプレートがダウンロードできます。

新年の干支がデザインされたものも追加されますので、ぜひご活用いただき、い～わくと岩倉市のPRにご協力をお願いします。

### ダウンロード方法

市ホームページ下側の「い～わくん情報」をクリックし、次に表示される「い～わくん年賀状テンプレート」からアクセスするか、右側の二次元コードから読み込んでください。

